

週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

公報

(号 外)

第三十八号

一九六五年

七月十七日

目次

○労働金庫法(立法第五十九号)	1
○計量法の一部を改正する立法(立法第六十号)	16
○特定企業合理化促進法(立法第六十一号)	16

立

法

立法院の議決した労働金庫法に署名し、ここに公布する。

一九六五年七月十七日

行政主席 松岡政保

立法第五十九号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

労働金庫法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 会員(第十条―第二十号)
第三章 設立及び事業免許の申請(第二十一条―第三十条)
第四章 管理(第三十一条―第七十五条)
第五章 事業(第七十六条―第七十七条)
第六章 経理(第七十八条―第八十一条)
第七章 合併及び事業の譲渡又は譲受け(第八十二条―第八十六条)

○稲作振興及び外国産米穀の管理に関する特別会計法(立法第六十二号)

告示

○自動車運送事業の免許事業の取扱方針の決定について(告示第百七十三号)

18

17

第八章 解散及び清算(第八十七条―第八十八条)
第九章 登記(第八十九条―第一百九条)
第十章 雑則(第一百十条―第一百六条)
第十一章 罰則(第一百七条―第一百九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この立法は、労働組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行なう福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この立法において、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者という。

(人格)

第三条 労働金庫(以下「金庫」という。)は、法人とする。

(住所)

第四条 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 金庫は、営利を目的としてその事業を行なつてはならない。

2 金庫は、その行なう事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

(事業免許)

第六条 金庫の事業は、行政主席の免許を受けなければ行なうことができない。

(出資の総額の最低限度)

第七条 金庫の出資の総額は、二万ドル以上でなければならない。

(名称)

第八条 金庫は、その名称中に労働金庫の文字を用いなければならない。

2 この立法によつて設立された金庫以外のものは、その名称中に労働金庫であることを示すような文字を用いてはならない。

3 金庫の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号の保護)の規定を準用する。

(登記)

第九条 この立法の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第二章 会 員

(会員たる資格)

第十条 金庫の会員たる資格を有するものは、次に掲げるもので、定款で定めるものとする。

一 労働組合法(一九五三年立法第四十二号)及び琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法(一九五三年米国民政府布令第百十六号)による労働組合

二 公共企業体等労働関係法(一九六〇年立法第七号)による労働組合

三 琉球政府公務員法(一九五三年立法第四号)による公務員の団体

四 前各号に掲げるもののほか、労働者のための福利共済活動その他労働者の経済的地位の向上を図ることを目的とする団体であつて、その構成員の過半数が労働者であるもの及びその連合団体

2 前項の規定にかかわらず、定款に定めのある場合には、そのほか労働者も金庫の会員となることができる。

(出資)

第十一条 金庫の会員(以下「会員」という。)は、出資一口以上を有しなればならない。

2 出資の一口の金額は、均一でなければならない。

3 一会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

4 会員の責任は、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもって金庫に対抗することができない。

(議決権)

第十二条 会員は、各々一個の議決権を有する。ただし、第十条第二項の規定による会員(以下「個人会員」という。)は、議決権を有しない。

2 会員(個人会員を除く。)は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者(以下「代議員」という。)一人を定めて、その氏名を金庫に通

知しておかなければならない。この場合において、代表権を証する書面を差し出すものとする。

3 会員(個人会員を除く。)は、代議員によって議決権を行なう。ただし、第六十七条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、当該事項に関し代議員以外に当該会員を代表する者(以下「臨時代議員」という。)によつて議決権を行なうことを妨げない。

4 臨時代議員は、代表権を証する書面を金庫に差し出さなければならない。

(加入)

第十三条 金庫加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込みを了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継したときに会員となる。

(持分の譲渡)

第十四条 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有するものにその持分を譲り渡すことができる。ただし、個人会員以外の会員は、個人会員又は個人会員たる資格を有するものに譲り渡すことはできない。

2 会員たる資格を有するものが持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

3 持分を譲り受けたものは、その持分について、譲り渡したものの権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

(任意脱退)

第十五条 会員は、何時でもその持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受けるものがないときは、会員は、金庫に対し定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

(法定脱退)

第十六条 会員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 解散又は死亡
- 三 破産
- 四 除名
- 五 持分の全部の喪失

2 除名は、定款の定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻)

第十七条 会員は、前条第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける金庫の財産によつて定めらる。

(時効)

第十八条 前条第一項の規定による請求権は、脱退のときから二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(払戻しの停止)

第十九条 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(金庫の持分取得の禁止)

第二十条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。ただし、金庫が権利を行使するため必要がある場合又は第十五条(任意脱退)の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項ただし書の規定によつて会員の持分を取得したときは、すみやかに、これを処分しなければならない。

第三章 設立及び事業免許の申請

(発起人)

第二十一条 金庫を設立するには、その会員(個人会員を除く。)にならうとする七以上のものが発起人となることを要する。

2 金庫は、五十以上の会員(個人会員を除く。)がある場合でなければ設立することができない。

3 金庫の設立にあつては、会員(個人会員を除く。)を構成する者を合計し

た実人員の数が三万人以上となるように努めなければならない。

(定款の作成)

第二十二条 発起人は定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(創立総会)

第二十三条 発起人は、定款作成後、会員にならうとするものを募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 会員(個人会員を除く。)たる資格を有するもので、創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たるもの(以下「予定会員」という。)は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者(以下「創立総会代議員」という。)を創立総会に出席させ、その者によつて議決権を行なうことができる。その場合において創立総会代議員は、その代表権を証する書面を創立総会に差し出さなければならない。

6 創立総会の議事は、予定会員の半数以上の創立総会代議員が出席して、議決権の三分の二以上の多数で決する。

7 創立総会については、第十二条第一項(議決権)及び商法第二百三十九条第四項、第二百四十条(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条(第二百四十九条を準用する部分を除く。)(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。その場合において、商法第二百四十四条中「取締役及監査役」とあるのは「理事」と、同法第二百四十七条中「株主、取締役又ハ監査役」とあるのは「会員(個人会員ヲ除ク)又ハ理事」と、同法第二百四十八条中「一月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(理事への事務引継ぎ)

第二十四条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(出資の払込み)

第二十五条 理事は、前条の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込みをさせなければならない。

(成立の時期)

第二十六条 金庫は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(商法の準用)

第二十七条 金庫の設立については、商法第四百二十八条(第百七条を準用する部分を除く。)(株式会社設立の無効の訴)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「株主、取締役又ハ監査役」とあるのは「会員(個人会員ヲ除ク)又ハ理事」と読み替えるものとする。

(事業仮免許の申請)

第二十八条 金庫を設立しようとするときは、発起人の代表は、第二十三条(創立總會)の規定に基づく創立總會開催の公告の前に次の各号に掲げる書類を添付した事業仮免許申請書を行政主席に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款

三 業務方法書案

四 事業計画案

五 発起人、予定する役員及び参事の履歴書

六 仮免許申請のときにおいて、金庫の設立に同意した団体の名称、所在地、

代表者の氏名、構成員数及び出資の予定額並びにその団体を構成する者を

合計した実人員の概数を記載した書面

七 事務所の所在地を一覧しうる略図

(事業免許の申請)

第二十九条 金庫は、第六条(事業免許)の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、行政主席に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款

三 業務方法書(その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算、一会員又は会員(個人会員を除く。)を構成

する者一人に対する資金の貸付けの最高限度その他の業務の方法とする。)

四 事業計画書(その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。)

五 創立總會の議事録

六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面

七 登記簿の謄本

八 最近の日計表

九 役員履歴書

(事業開始の届出及び免許の失効)

第三十条 金庫が事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を行政主席に届け出なければならない。

2 金庫が事業の仮免許を受けた日から六月以内に前条による事業の免許を申請しないときは、その仮免許は効力を失う。

3 金庫が事業の免許を受けた日から六月以内に事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。

4 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ行政主席の承認を受けたときは、前二項の規定を適用しない。

第四章 管理

(定款)

第三十一条 金庫の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の名称及び所在

五 会員たる資格に関する規定

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の積立ての方法

十 役員の定数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 金庫の負担に帰すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2 定款の変更は行政主席の認可を受けなければならない。

(規約)

第三十二条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要事項

(業務の種類又は方法の変更)

第三十三条 金庫は、その業務の種類又は方法を変更しようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない。

(役員)

第三十四条 金庫に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。

3 役員は、総会の議決によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立総会の議決によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4 前項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

(役員の任期)

第三十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補充役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(兼職の禁止)

第三十六条 金庫の常務に従事する役員又は参事は、会員の資格として定款で

定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人(支配人に相当するものを含む。)である者であつてはならない。

ただし、行政主席の認可を受けたときは、この限りでない。

2 監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

(理事の義務)

第三十七条 理事は、法令及び定款の定め並びに総会の決議を遵守し、金庫のため忠実にその職務を遂行する義務を負う。

(理事の責任)

第三十八条 理事がその任務を怠ったときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき、悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第五十四条第一項(業務報告書等の提出及び備付)に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

3 理事会の決議に基づいてなされた行為が、第一項の規定に該当する場合は、その決議に賛成した理事は、その行為をなしたものとみなす。

4 前項の決議に参加した理事で議事録に異議を止めなかつた者は、その決議に賛成したものとみなす。

5 第一項の理事の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。

(理事会の招集者)

第三十九条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会において招集をなすべき理事を定めたときは、この限りでない。

(理事招集の通知)

第四十条 理事会を招集するには、会日から一週間前に各理事に通知しなければならない。ただし、その期間は、定款をもって短縮することを妨げない。

(理事会の招集手続の省略)

第四十一条 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略して開くことができる。

(金庫の業務執行の決定)

第四十二条 金庫の業務の執行は、理事会が決定する。支店の設置、移転及び廃止並びに参事の選任及び解任についても同様とする。

(理事会の決議方法)

第四十三条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その理事の過半数をもって行なう。ただし、定款をもつてこの要件を加重することを妨げない。

2 前項の決議については、商法第二百三十九条第四項（特別利害関係人の議決権行使の禁止）及び第二百四十条（議決権の数の特例）の規定を準用する。

(議事録)

第四十四条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事はこれに署名しなければならない。

(金庫の代表)

第四十五条 金庫は、理事会の決議をもつて金庫を代表すべき理事を定めなければならない。

2 前項の場合においては、数人の代表理事が共同して金庫を代表すべきことを定めることができる。

3 代表理事については、商法第三十九条第二項（共同支配人の一人に対する意思表示の効力）、第七十八条（代表社員の特権）及び第二百五十八条（取締役退任の場合の処置）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十八条第二項中「監査役其ノ他利害關係人」とあるのは「利害關係人」と読み替えるものとする。

(理事、金庫間の訴についての金庫の代表)

第四十六条 金庫が理事に対し又は理事が金庫に対し訴を提起する場合においては、その訴については、理事会の定める者が金庫を代表する。

2. 総会は、前項の規定にかかわらず、金庫を代表すべき者を定めることができる。

(理事と金庫間の取引)

第四十七条 理事が金庫の財産を譲り受け、金庫に対し自己の財産を譲り渡し、金庫から金銭の貸付を受け、その他自己又は第三者のために金庫と取引をするには理事会の承認を受けなければならない。この場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定を適用しない。

(会員の代表訴訟)

第四十八条 六月前から引き続き出資一口以上を有する会員（個人会員を除く。）は、金庫に対し、書面をもつて理事又は監事の責任を追及する訴の提

起を請求することができる。

2 金庫が前項の請求があつた日から三十日以内に訴を提起しないときは、前項の会員は、金庫のため訴を提起することができる。

3 前項に定める期間の経過によつて金庫に著しい損害を生ずるおそれがある場合においては、前二項の規定にかかわらず、第一項の会員は、直ちに前項の訴を提起することができる。

(代表訴訟と管轄、訴訟参加及び訴訟告知)

第四十九条 理事又は監事の責任を追及する訴は、主たる事務所の所在地の巡回裁判所の管轄に専属する。

2 会員（個人会員を除く。）又は金庫は、前項の訴訟に参加することができ
る。ただし、不当に訴訟を遅らせ又は裁判所の負担を著しく増大させるとき
は、この限りでない。

3 前条第二項の訴を提起した会員は、訴を提起した後、遅滞なく、金庫に対しその訴訟の告知をしなければならない。

(提訴会員の権利義務)

第五十条 第四十八条第二項（金庫のためにする訴の提起）の訴を提起した會員が勝訴した場合において弁護士に報酬を支払うべきときは、會員は、金庫に対し、その報酬額の範圍内において 相當の額の支払を請求することができる。

2 会員が敗訴した場合において悪意があったときは、会員は、金庫に対し損害賠償の責に任ずる。

3 前二項の規定は、前条第二項の規定により訴訟に参加した会員に準用する。

（代表訴訟と再審の訴）

第五十一条 第四十九条第一項の訴の提起があつた場合において、原告及び被告の共謀により訴訟の目的たる金庫の権利を詐害する目的をもって判決させるときは、金庫又は会員（個人会員を除く。）は、確定の終局判決に対し再審の訴をもつて不服を申し立てることができる。

2 前条の規定は、前項の訴に準用する。

(会員の差止請求権)

第五十二条 理事が金庫の目的の範囲外の行為その他法令又は定款に違反する行為をなし、これによつて金庫に著しい損害を生ぜしめるおそれがある場合においては、六月前から引続き出資一口以上を有する会員（個人会員を除く。）

く。)は、金庫のため理事に対し、その行為をやめよう請求することができる。

(定款その他の書類の備付及び閲覧等)

第五十三条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。

一 名称又は氏名

二 主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所

三 加入の年月日

四 出資の口数及び金庫並びにその払込年月日

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十四条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(報告を求め調査をする権限)

第五十五条 監事は、何時でも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは、金庫の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査書)

第五十六条 監事は、金庫の業務及び財産の状況に関する調査の結果を記載した監査書を毎営業年度一回作成して、これを主たる事務所に備えて置かなければならない。

(会計帳簿の閲覧等)

第五十七条 会員は、総会員(個人会員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(役員の解任)

第五十八条 会員(個人会員を除く。)は、総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において承認の議決があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があったときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第六十五条第二及び第六十六条(会員による総会の招集)の規定は、前項の場合に準用する。

(商法等の準用)

第五十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第二項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条第一項(取締役退任の場合の処置)及び第二百八十四条(取締役、監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)、並びに商法第二百六十二条(会社の代表と認められる名称を附した取締役の行為の責任)の規定を、監事については、第三十八条(理事の責任)並びに商法第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第五十四条第二項」と読み替えるものとする。

(顧問)

第六十条 金庫は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時

金庫の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、金庫を代表することはできない。

(参事)

第六十一条 金庫は、理事会の決議により、参事を置くことができる。

2 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項(支配人の権限)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(営業、取引及び兼職の制限)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

(参事の解任)

第六十二条 会員(個人会員を除く。)は、総会員(個人会員を除く。)の十分の一以上の連署をもって、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その参事の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事に対し、第二項の最面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集の決定)

第六十三条 総会の招集は、この立法に特別の定めがある場合を除き理事会が決定する。

(通常総会の招集)

第六十四条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第六十五条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも、招集することができる。

2 会員(個人会員を除く。)が総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理由に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

(会員による総会の招集)

第六十六条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政主席の認可を受

けて総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、会員(個人会員を除く。)が総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。

(総会招集の手続)

第六十七条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第六十八条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の事務所又は住所(その会員が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所)にあてれば足りる。ただし、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもって代えることができる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第六十九条 第十六条第二項(除名)、第三十四条第三項(役員を選任)、第五十四条第二項(決算関係書類の承認)、第五十八条第一項(役員を選任)、第七十三条第二項(総代の選任)、第八十二条第一項及び第二項(合併及び事業の譲渡又は譲受け)、第八十三条(合併における設立委員の選任)及び第八十七条(解散)に規定する事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第七十条 総会の議事は、この立法又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席した代議員(臨時代議員を含む。)の議決権の過半数で決する。

3 総会においては、第六十七条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第七十一条 次の事項については、総会員（個人会員を除く。）の半数以上の代議員（臨時代議員を含む。）が出席し、その代決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

（商用の準用）

第七十二条 総会については、商法第二百三十九条第四項（総会の決議方法）、第二百四十条（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）及び第二百五十三条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「労働金庫法第六十七条」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役及監査役」とあるのは「理事」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「労働金庫法第七十一条（同法第八十三条第三項において準用する場合を含む。）」と、同項中「株主、取締役又ハ監査役」とあるのは「会員又ハ理事」と、同法第二百四十八条中「一月」とあるのは「三月」とそれぞれ読み替えるものとする。

（総代会）

第七十三条 会員（個人会員を除く。）の総数が二百をこえる金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、定款の定めるところにより、総会の議決によって、会員（個人会員を除く。）のうちから公平に選任されなければならない。

3 総代の定数は、その選任の時における会員（個人会員を除く。）の数の五分の一を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において款定で定める期間とする。

5 総代においては、総会に関する規定を準用する。ただし、役員（補欠の役員）を除く。）、総代（補欠の総代を除く。）若しくは第八十三条（合併手続）の規定による設立委員を選任し、又は第七十一条第二号（解散又は合併）若しくは第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項については、議決すること

とができない。

（出資一口の金額の減少）

第七十四条 理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があったときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第七十五条 債権者が前条第二項の一定期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社、若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（同条第二項中「監査役」とある部分、並びに同条第三項中「同法第一百七条」及び「第二百四十九条」を準用する部分を除く。）（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「資本減少ノ登記」とあるのは、「資本減少ニ因ル変更ノ登記」と読み替えるものとする。

第五章 事業

（金庫の事業）

第七十六条 金庫は、次の業務及びこれに附随する業務を行なうものとする。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け

三 会員のためにする手形の割引

2 金庫は、前項の業務のほか、次の業務をあわせ行なうことができる。

一 会員のためにする有価証券の保護預り

二 琉球政府、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入れ

三 会員（個人会員を除く。）を構成するものの預金又は定期積金の受入れ

四 前号に掲げるもの（法人又は団体を除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金積金の受入れ

五 第三号に掲げるものに対する資金の貸付け

(金庫の支払不能状態における預金受入れの禁止等)

第七十七条 社庫の役員又は参事は、金庫の支払不能の状態において、預金の受入れ若しくはその承認をし、又は金庫の職員に預金の受入れを奨励し若しくは強要してはならない。

第六章 経 理

(事業年度)

第七十八条 金庫の事業年度は、七月から翌年六月までとする。ただし、定款で七月から十二月まで及び翌年一月から六月までと定めたときは、その定めによる。

(法定準備金)

第七十九条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剰余金の配当)

第八十条 金庫は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の事業の利用分額又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

(預金の支払準備)

第八十一条 金庫は、預金の支払準備として、その定期性預金の総額の百分の十に相当する金額と定期性預金以外の預金の総額の百分の二十に相当する金額との合計額以上に相当するものを、現金若しくは銀行又は相互銀行への預け金をもって保有しなければならない。

第七章 合併及び事業の譲渡又は譲受け

(合併及び事業の譲渡又は譲受け)

第八十二条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行若しくは相互銀行又は他の金庫に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は

一部を譲り受けることができる。

3 前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受けについては、行政主席の認可を受けなければならない。

4 金庫の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けについては、第七十四条及び第七十五条(出資一口の金額の減少)の規定を準用する。

第八十三条 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員(個人会員を除く。)の代議員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員(個人会員を除く。)の代議員となる者のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。ただし、定款に別段の定めがある場合においては、代議員となる者以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。この場合において、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第七十一条(特別の議決)の規定を準用する。

(合併の効果)

第八十四条 金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併によつて成立する金庫が、その主たる事務所所在地において第九十五条(合併の場合における登記)に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する金庫又は合併によつて成立した金庫は、合併によつて消滅した金庫の権利義務を承継する。

(商法等の準用)

第八十五条 金庫の合併については、商法第四百四条、第四百五条及び第四百八条から第四百十一条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

2 前項の規定により、債権者が金庫の合併無効の訴を提起したときは、裁判所は、金庫の請求により相当の担保を供すべきことを命ずることができる。

3 金庫が前項の請求をなすには、同項の訴の提起が悪意に基づくものであることを疎明しなければならない。

(事業の全部の譲渡)

第七十六条 金庫は、その事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、同項の金庫の貸付金の債務者に対して、民法第四百六十七条(指名債権譲渡の對抗要件)の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日付をもって確定日付とする。

第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第七十七条 金庫は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 合併
- 三 破産
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 事業免許の取消し

(商法等の準用)

第七十八条 金庫の解散及び清算については、商法第百六十六条(清算中の会社)、第百二十四条(清算人の職務権限)、第百二十五条(弁済期に至らない債務の弁済)、第百二十九条第二項及び第三項(会社代表の権限)、第百三十一条(会社財産の社員への分配)、第百四十七條から第百四十九条まで(清算人の決定、清算人の職務、第百二十六条(清算人の解任)及び第百二十七条(清算事務の終了)並びに非訟事件手続法第百三十六條(管轄裁判所)、第百三十七條から第百三十八條まで(第百三十二条ノ六を準用する部分を除く。)(清算人の選任、解任)及び第百三十八條ノ三(清算人に対する報酬)の規定を、金庫の清算人については、第三十七條から第五十四条まで(理事の責任、定款その他の書類の備付け等)及び第五十七條(会計帳簿の閲覧等)、第六十四條から第六十六條まで(通常総会の招集、臨時総会の招集等)並びに商法第百五十四條第二項(取締役と会社との関係)及び第百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第百八十八条ニ於テ準用スル同法第五十四條第二項」と、同法第百二十

六条第二項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総会員(個人会員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員(個人会員ヲ除ク)」と読み替へるものとする。

第九章 登記

(設立の登記)

第八十九条 金庫は、第二十五条(出資の払込み)の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資の一口の金額、総口数及び総額
- 六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 七 役員の氏名及び住所
- 八 金庫を代表すべき理事の氏名
- 九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定
- 十 公告の方法

3 金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第九十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第九十一条 金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週

間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第九十二条 前二条に規定するもののほか、第八十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

2 第八十九条第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

(参事の登記)

第九十三条 金庫が参事を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事をおいた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行なうべきことを定めたときはその旨を登記しなければならぬ。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、また同様とする。

(解散の登記)

第九十四条 金庫が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(合併の場合における登記)

第九十五条 金庫が合併するときは、合併に必要な行為を終ってから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については変更の登記を、合併によって消滅する金庫については解散の登記を、合併によって成立する金庫については第八十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項の登記を、それぞれしなければならない。

(清算人の登記)

第九十六条 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第九十二条第一項(変更の登記)の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第九十七条 金庫の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務支局又は登記所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、労働金庫登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十九条 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によってする。

2 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録並びに出資の総口数及び第二十五条(出資の払込み)の規定による出資の払込みのあったことを証する書面を添付しなければならない。

3 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面のほか、第八十二条第四項において準用する第七十四条第二項(出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があったときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添付しなければならない。

第一百条 第八十九条第三項(設立の登記)の規定による登記は、代表理事の申請によってする。

(事務所の新設、移転及び変更の登記の申請)

第一百一条 金庫の事務所の新設又は移転その他第八十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項の変更の登記は、代表理事又は代表清算人の申請によってする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は移転その他登記事項の変更を

証する書面を添付しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は金庫の合併による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、第七十四条第二項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添付しなければならない。

（参事の登記の申請）

第二百二条 第九十三条（参事の登記）の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行なうべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添付しなければならない。

（解散の登記の申請）

第二百三条 第九十四条（解散の登記）の規定による解散の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

第二百四条 第九十五条（合併の場合における登記）の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する金庫の代表理事の申請によつてする。

2 前項の申請については、第九十九条第三項及び前条第二項（合併による設立の登記及び申請書の添付）の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第二百五条 第九十六条第一項（清算人の登記）の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 第九十六条第二項（清算人の変更登記）の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第二百六条 第九十七条（清算終了の登記）の規定による清算終了の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、第八十八条（商法等の準用）において準用する

商法第四百二十七条第一項（清算事務の終了の場合における決算報告書の承認）の規定による決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（設立無効等の登記の手續）

第二百七条 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第三百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第二百八条 登記した事項は、法務支局若しくは登記所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第二百九条 金庫の登記については、非訟事件手続法第三百三十九条ノ二、第四百十二条から第五百一十一条ノ六まで及び第五百五十四条から第五百五十七条まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第十章 雑 則

（施行規定）

第一百十條 行政主席は、この立法による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に関しこの立法を施行するため必要な手續を定めることができる。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）

第一百一條 金庫がこの立法の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を行政主席に届け出なければならない。

2 金庫がこの立法の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失う。

3 第三十条第四項（やむを得ない事由がある場合の特例）の規定は、前項の場合に準用する。

（不服の申出）

第一百十二條 金庫の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は金庫の運営が著しく不当であると認料する会員は、その事由を添えて、文書をもってその旨を行政主席に申し出ることができる。

2 前項の申出があつたときは、行政主席は、金庫に対してその業務又は会計

に關し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3 金庫が前項の規定による報告書を提出しないときは、行政主席は、金庫の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(検査の請求)

第百十三条 会員は、総会員(個人会員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、金庫の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政主席にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、行政主席は、金庫の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(銀行法等の準用)

第百十四条 銀行法(一九五四年立法第六十三号)第十八条(営業所に關する認可)、第四十二条(業務用不動産の所有制限)、第四十三条(業務用不動産以外の不動産の所有制限)、第六十二条(業務報告書の提出)から第六十七条(検査)まで、第六十九条(不備事項の改善等の命令)、第八十三条(銀行業務の廃止又は解散の決議)及び第八十七条(清算の監督)並びに相互銀行法(一九五三年立法第六十八号)第二十二条(払戻しの停止)の規定は、金庫について準用する。この場合において、銀行法第四十二条中「実質資本」とあるのは「出資金と会員勘定に屬する準備金の合計額より繰越欠損金を控除した額」と読み替へるものとする。

(事業免許の取消し等)

第百十五条 金庫が法令、定款又は法令に基づく行政主席の命令に違反したときは、行政主席は、業務の停止を命じ、理事若しくは監事の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

2 行政主席は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。

(聴問)

第百十六条 行政主席は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消しの処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求めて、公開による聴問を行なわなければならない。

2 行政主席は、前項の聴問をしようとするときは、その期日の二週間前までに、処分の理由並びに聴問の期日及び場所を当該処分を受けるものに通知し、

かつ、聴問の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴問においては、当該処分を受けるもの及び利害關係は、自己又は本人のために釈明をし、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 行政主席は、当該処分を受けるものが正当な理由がなく第一項の聴問に応じなかったときは、同項の聴問を行なわないで、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消しの処分をすることができる。

第十一章 罰 則

第百十七条 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭による貸付け若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は五千ドル以下の罰金に処する。

2 前項の罰を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第百十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、参事その他の職員を一年以下の懲役若しくは三千ドル以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反したとき。

二 第五十六条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第七十七条の規定に違反したとき。

四 第百十四条において準用する銀行法(以下本条及び第百九条中「銀行法」という。)第六十二条の規定による業務報告書又は銀行法第六十三条による公告に不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうとしたとき。

五 第百十二条第三項若しくは第百十三条第二項又は銀行法第六十七条の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立てその他の方法により検査を妨げたとき。

2 金庫の役員、参事その他の職員がその金庫の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その金庫に対しても同項の罰金刑を科する。

第百十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役

員、参事又は清算人を千ドル以下の過料に処する。

一 この立法の規定に基づいて金庫が行なうことができる事業以外の事業を行なったとき。

二 この立法の規定に定める登記を怠ったとき。

三 第三十六条第二項、第五十八条第四項又は第六十二条第四項の規定に違反したとき。

四 第二十條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第四十四条又は第二十三条第七項若しくは第七十二条において準用する商法第二百四十四条若しくは第八十八条において準用する商法第四百九条の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条第二項又は第三十三条の規定に違反したとき。

七 第三十四条第五項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかったとき。

八 第三十六条の規定に違反したとき。

九 第五十三条又は第五十四条(以上の各規定を第八十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第五十五条第一項又は第五十七条(第八十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第五十五条第二項又は第八十八条において準用する商法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第六十四条の規定に違反したとき。

十三 第七十四条第一項若しくは第七十五条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第八十二条第四項において準用する第七十四条第一項若しくは第七十五条第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをしたとき。

十四 第七十四条第三項(第八十二条第四項において準用する場合を含む。

)、第八十六条第一項、第八十八条において準用する商法第四百二十一条

第一項又は第一百零四条において準用する相互銀行法第二十二条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第七十九条又は第八十条の規定に違反したとき。

十六 第八十一条の規定に違反したとき。

十七 第八十二条第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受けをしたとき。

十八 第八十八条において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十九 第八十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 銀行法第十八条第一項、同法第四十二条第一項又は同法第四十三条第一項の規定に違反したとき。

二十一 銀行法第六十六条の規定により行政主席に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十二 第一百五十五条第一項又は銀行法第六十九条若しくは同法第八十七条の規定により行政主席又は裁判所のした命令に違反したとき。

附 則

1 この立法は、公布の日から施行する。

2 法人税法(一九五三年立法法第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第六項中「及び農林漁業中央金庫」を「労働金庫法(一九六五年立法法第五十九号)の規定により設立した労働金庫及び農林漁業中央金庫」に改める。

3 失業保険特別会計法(一九五九年立法法第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「金融機関」の下に「又は労働金庫法(一九六五年立法法第五十九号)の規定による労働金庫」を加える。

4 労働者災害補償保険特別会計法(一九六三年立法法第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「金融機関」の下に「又は労働金庫法(一九六五年立法法第五十九号)の規定による労働金庫」を加える。

5 印紙税法(一九五二年立法法第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号の十三の次に次の一号を加える。

七の十四 労働金庫法(一九六五年立法第五十九号)の規定により設立された労働金庫の発する出資証券、貯金通帳、貯金証書又は消費貸借に関する証書

登録税法(一九五三年立法第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六号中「又は酒造組合及び同連合会」を「酒造組合及び同連合会又は労働金庫」に改め、同号中「又は酒税の保全及び酒造組合等に関する立法(一九五七年立法第七号)」を「酒税の保全及び酒税組合等に関する立法(一九五七年立法第七号)又は労働金庫法(一九六五年立法第五十九号)」に改める。

7 市町村税法(一九五四年立法第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第四項第二号の次に次の一号を加える。

三 労働金庫法(一九六五年立法第五十九号)の規定により設立した労働金庫

庫

立法院の議決した計量法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九六五年七月十七日

行政主席 松岡政保

立法第六十号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

計量法の一部を改正する立法

計量法(一九五三年立法第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「その他規則で定める計量」を削る。

附則第三条中「(土地又は建物に関する計量については、一九六六年三月三十一日以前において規則で定める日。)」を「(土地又は建物に関する計量その他規則で定める計量については、一九七二年六月三十日以前において規則で定める日)」に改める。

附則第六条中「一九五八年十二月三十一日」の下に「(規則で定める解量については、一九七二年六月三十日以前において規則で定める日)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次条及び附則第八条に規定するヤードポンド法による計量単位及びその補助計量単位は、次の各号に掲げる計量については、当分の間は、この立法による法定計量単位とみなす。

一 航空機の運航に関する計量その他の航空に関する計量であつて規則で定めるもの

二 速さに関する計量であつて規則で定めるもの
三 輸出すべき貨物に関する計量であつて規則で定めるもの
附則第五十四条を削る。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。

立法院の議決した特定企業合理化促進法に署名し、ここに公布する。

一九六五年七月十七日

行政主席 松岡政府

立法第六十一号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

特定企業合理化促進法

(目的)

第一条 この立法は、特定企業の実態に即した合理化計画を策定して、企業の整備及び経営の合理化を促進することによって、住民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この立法において特定企業(以下「企業」という。)とは、次に掲げる立法に基づく事業をいう。

- 一 糖業振興法(一九五九年立法第八十三号)
- 二 パイナップル産業振興法(一九五九年立法第八十五号)
- 三 電気事業法(一九五二年立法第三十九号)
- 四 道路運送法(一九五四年立法第四十六号)
- 五 海上運送法(一九五二年立法第六十四号)
- 六 ガス事業法(一九六〇年立法第七十四号)

2 この立法において事業者とは、前項の企業を営む者をいう。
(合理化計画)

第三条 行政主席は、企業について合理化計画(以下「計画」という。)を定め、公表しなければならない。

2 前項の計画には、第一号又は第二号の事項及び必要に応じ第三号の事項について定めるものとする。

一 製造業を営む企業にあつては、次に掲げる事項

イ 目標年度における適正な生産の規模又は方式その他の合理化の目標

ロ 目標年度における企業の製品の生産又は輸出の見通し

二 製造業以外の企業にあつては、前号の事項に準ずる事項

三 その他規則で定める事項

(資金のあつせん)

第四条 行政主席は、計画に定める企業の合理化のための設備の設立に必要な資金の融通のあつせんに努めるものとする。

(統合等の勧告)

第五条 行政主席は、計画に定める企業の合理化の目標を達成するため、必要があると認めるときは、事業者に対し、統合その勧告をすることができる。

(合併等の場合に課税の特例)

第六条 行政主席は、規則で定めるところにより、事業者に対し、その者が、事業者である他の法人と合併し、事業者である他の法人に対して出資し、他の事業者とともに出資して事業者である法人を設立し、又は事業者である他の法人に対して資産を譲渡することが、計画に定める企業の合理化の目標を達することとなると認められるものである旨の承認をすることができる。

2 行政主席は、前項に規定する出資又は資産の譲渡をする事業者に対して同項の承認をする場合には、規則で定めるところにより、これらの事業者に対し、当該出資に係る資産又は当該譲渡に係る資産が当該出資を受ける事業者である法人若しくは当該出資に基づいて設立される事業者である法人又は当該譲渡に係る資産を取得する。事業者である法人の営む第二条に規定する事業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができ

3 第一項の承認に係る合併により消滅した事業者である法人の株主、社員又は出資者たる個人若しくは法人、前二項の承認に係る出資若しくは資産の譲渡をした事業者、第一項の承認に係る合併により合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人、前二項の承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人又は前二項の承認に係る譲渡資産を取得した法人については、租税特別措置法(一九五四年立法第三十七号)で定めるところにより、所得税、法人税又は登録税を減免する。

(報告の徴収)

第七条 行政主席は、計画を定め、又は計画の円滑な実施を確保するため、事

業者の実態を明らかにする必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、必要な事項につき報告を求めることができる。

(罰則)

第八条 前条による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、八十ドル以下の罰金に処する。

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。

立法院の議決した稲作振興及び外国産米穀の管理に関する特別会計法に署名し、ここに公布する。

一九六五年七月十七日

行政主席 松 岡 政 保

立法第六十二号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

稲作振興及び外国産米穀の管理に関する特別会計法

(設置)

第一条 稲作振興法(一九六五年立法第五十七号)による島産米穀の価格支持及び外国産米穀の管理及び価格安定に関する立法(一九六五年立法第五十八号。以下「外国産米穀管理法」という。)による米穀の管理及び価格の安定に関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して特別会計を設置する。

(管理)

第二条 この会計は、行政主席が法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、外国産米穀管理法第六条の規定により指定業者から徴収する課徴金、一般会計からの繰入金及び資金の運用による収益金をもつてその歳入とし、稲作振興法第十七条第三項の規定による補助金、外国産米穀管理法第五条第二項の規定による備蓄米の保有に要する経費、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(予算の作成及び提出)

第四条 行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算明細書

二 前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(剰余金の繰入れ)

第五条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第六条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを行政主席が指定する金融機関に預け入れることができる。

2 前項の規定により行政主席が指定する金融機関に預け入れる金額には、行政主席と当該金融機関との契約に基づく利子を付するものとする。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第七条 行政主席は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに立法院に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第八条 政府は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、予算の定めるところにより一般会計から、この会計に繰入金をするものとする。

(施行規則)

第九条 この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この立法は、公布の日から施行し、一九六五年七月一日から適用する。

2 米穀需給調整臨時措置特別会計法(一九五九年立法第二百二十六号以下「旧特別会計法」という。)は、廃止する。ただし、一九六五年度の決算に関しては、なおその効力を有する。

3 米穀需給調整臨時措置特別会計の一九六五年度の決算において生じた決算上の剰余金は、旧特別会計法第五条の規定にかかわらず、この会計の歳入に受け入れるものとする。

4 第四条第二項の規定によりこの会計の予算に添附すべき前前年度の貸借対照表及び損益計算書、前年度の予定貸借対照表及び損益計算書、前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書は、一九六六年度分(前前年度の貸借対照表及び損益計算書については、一九六七年分を含む。)に限り、同項の規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

告 示

告示第七十三号

自動車運送事業の免許申請事案の取扱方針を決定したので、道路運送法行規則第四十八条の規定により次のとおり告示する。

一九六五年七月十七日

行政主席 松 岡 政 保

1 沖縄本島における一般区域 貨物自動車運送事業の免許申請事案の取扱について

沖縄本島における一般区域 貨物自動車運送事業の新規免許又は既存業者の事業計画変更による供給輸送力の増強を伴う事案については、その都度必要に応じ実情にそつう適宜に処理する。

2 一般乗用(限定) 旅客自動車運送事業の免許申請事案の取扱について

一般乗用(限定) 旅客自動車運送事業の免許申請については、那覇空港において業務の範囲を限定して実情にそつうこれを処分する。

販売所	発行所
内務局用度管財課	内務局文書課

一ひかり印刷所印行